

防衛省組織令等の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○	防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）（第一条関係）	1
○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第二条関係）	8
○	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三条関係）	16
○	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）（第四条関係）	20
○	電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（第五条関係）	21
○	国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）（第六条関係）	22
○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第七条関係）	23

改 正 案	現 行
(部) 第五十六条 幕僚監部に、次の四部を置く。 総務部 運用部 防衛計画部 後方計画部 (総務課) 第五十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 (略) 五 各部、参事官、報道官、首席法務官及び首席指揮通信システム官の事務の連絡調整に關すること。 六 十七 (略) (運用第三課) 第六十二条 運用第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に關すること（首席指揮通信システム官の所掌に属するものを除く。）。	(部) 第五十六条 幕僚監部に、次の四部を置く。 総務部 運用部 防衛計画部 指揮通信システム部 (総務課) 第五十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 (略) 五 各部、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官の事務の連絡調整に關すること。 六 十七 (略) (運用第三課) 第六十二条 運用第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に關すること（指揮通信システム運用課の所掌に属するものを除く。）。

(防衛課)

第六十四条 防衛課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（他課及び首席指揮通信システム官の所掌に属するものを除く。）に關すること。

二 (略)

(計画課)

第六十五条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(削る)

- 二 前号の計画に必要な数理的分析評価に關すること。

- 三 前号に掲げるもののほか、第一号の計画に關すること（後方計画課、衛生計画課及び首席指揮通信システム官の所掌に属するものを除く。）。

- 四 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に關する計画に必要な装備体系の研究に關すること。

五・六 (略)

(後方計画部の分課)

第六十六条 後方計画部に、次の二課を置く。

後方計画課

衛生計画課

(防衛課)

第六十四条 防衛課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（人事教育課、計画課、指揮通信システム企画課及び首席後方補給官の所掌に属するものを除く。）に關すること。

二 (略)

(計画課)

第六十五条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 前号の計画に必要な装備体系の研究に關すること（指揮通信システム企画課の所掌に属するものを除く。）。

- 三 第一号の計画に必要な数理的分析評価に關すること。

- 四 前二号に掲げるもののほか、第一号の計画に關すること（指揮通信システム企画課及び首席後方補給官の所掌に属するものを除く。）。

(新設)

五・六 (略)

(指揮通信システム部の分課)

第六十六条 指揮通信システム部に、次の二課を置く。

指揮通信システム企画課

指揮通信システム運用課

(後方計画課)

第六十七条 後方計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（調達、補給、整備、輸送及び施設に係るものに限る。）に関すること。

二 行動の計画に関し必要な調達、補給、整備、輸送及び施設の計画に関すること。

三 (略)

(衛生計画課)

第六十八条 衛生計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（保健衛生に係るものに限る。）に関すること。

二 行動の計画に関し必要な保健衛生の計画に関すること。

(部長、副部長及び課長)

第六十九条 (略)

2 運用部、防衛計画部及び後方計画部に、それぞれ副部長一人を

(指揮通信システム企画課)

第六十七条 指揮通信システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（指揮通信に係るもの及び宇宙に関する領域に係るものに限る。）に関すること。

二 前号の計画に必要な装備体系の研究に関すること。

三 (略)

(指揮通信システム運用課)

第六十八条 指揮通信システム運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行動の計画に関し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に関すること。

二 第六十二条第二号に規定する統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に関し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に関すること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に共通する暗号に関すること。

(部長、副部長及び課長)

第六十九条 (略)

2 運用部及び防衛計画部に、それぞれ副部長一人を置く。

置く。

3ゝ6 (略)

(首席指揮通信システム官)

第七十三条 幕僚監部に、首席指揮通信システム官一人を置く。

2 首席指揮通信システム官は、自衛官をもつて充てる。

3 首席指揮通信システム官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（指揮通信に係るものに限る。）に關すること。

二 行動の計画に關し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に關すること。

三 第六十二条第二号に規定する統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に關し必要な通信の計画及び監理並びに電波の使用計画及び監理に關すること。

四 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に共通する暗号に關すること。

(運用支援課)

第八十七条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画（行動の計画に關し必要なものに限る。）並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十七条第二号、第六十八条

3ゝ6 (略)

(首席後方補給官)

第七十三条 幕僚監部に、首席後方補給官一人を置く。

2 首席後方補給官は、自衛官をもつて充てる。

3 首席後方補給官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設に係るものに限る。）に關すること。

二 行動の計画に關し必要な調達、補給、保健衛生、整備、輸送及び施設の計画に關すること。

(新設)

(新設)

(運用支援課)

第八十七条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画（行動の計画に關し必要なものに限る。）並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十

第二号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（陸上自衛隊に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二〇四 （略）

（装備計画課）

第九十三条 装備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 陸上自衛隊に係る第六十七条第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二〇十一 （略）

（運用支援課）

第二百二十一条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号、第三号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画（行動の計画に関し必要なものに限る。）並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十七条第二号、第六十八条第二号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（海上自衛隊に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二〇六 （略）

（装備需品課）

三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（陸上自衛隊に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二〇四 （略）

（装備計画課）

第九十三条 装備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 陸上自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画（保健衛生に係るものを除く。）の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二〇十一 （略）

（運用支援課）

第二百二十一条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号、第三号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画（行動の計画に関し必要なものに限る。）並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（海上自衛隊に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二〇六 （略）

（装備需品課）

第二百二十七条 装備需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海上自衛隊に係る第六十七条第二号に規定する計画（施設に係るものを除く。）の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二〇十二 （略）

（運用支援課）

第五百五十二条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画（行動の計画に関し必要なものに限る。）並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十七条第二号、第六十八条第二号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（航空自衛隊に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二〇七 （略）

（装備課）

第五百五十五条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空自衛隊に係る第六十七条第二号に規定する計画（調達、補給、整備及び輸送の計画に限る。）の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二〇六 （略）

第二百二十七条 装備需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海上自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画（保健衛生及び施設に係るものを除く。）の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二〇十二 （略）

（運用支援課）

第五百五十二条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画（行動の計画に関し必要なものに限る。）並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（航空自衛隊に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二〇七 （略）

（装備課）

第五百五十五条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空自衛隊に係る第七十三条第三項第二号に規定する計画（調達、補給、整備及び輸送の計画に限る。）の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。

二〇六 （略）

(所掌事務の特例)

第二百二十二条 法第二百二十二条第九号及び第二十三条第八号に掲げる事務並びに法第二十四条の規定により防衛大臣が処理を命じた事務は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、部、課、報道官、首席法務官、首席指揮通信システム官、監察官、法務官、警務管理官、首席会計監査官、首席衛生官又は監理監察官がつかさどる。

(所掌事務の特例)

第二百二十二条 法第二百二十二条第九号及び第二十三条第八号に掲げる事務並びに法第二十四条の規定により防衛大臣が処理を命じた事務は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、部、課、報道官、首席法務官、首席後方補給官、監察官、法務官、警務管理官、首席会計監査官、首席衛生官又は監理監察官がつかさどる。

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 部隊 第一節～第三節（略） 第四節 共同の部隊（第三十条の十六―第三十条の二十三） 第五節（略） 第三章～第七章（略） 附則 （自衛隊旗を交付する自衛隊の部隊等） 第一条の二 自衛隊旗は、法第二条第二項に規定する陸上自衛隊（以下「陸上自衛隊」という。）の連隊に、自衛艦旗は、同条第三項に規定する海上自衛隊（以下「海上自衛隊」という。）の部隊（主として海において行動する法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊を含む。）の編成に加えられる自衛艦に交付するものとする。 2（略） （地方隊の部隊） 第二十一条 地方隊の地方総監部以外の部隊は、掃海隊、ミサイル艇隊、地区隊、基地隊、教育隊、警備隊、防備隊その他防衛大臣	目次 第一章（略） 第二章 部隊 第一節～第三節（略） 第四節 共同の部隊（第三十条の十六―第三十条の十九） 第五節（略） 第三章～第七章（略） 附則 （自衛隊旗を交付する自衛隊の部隊等） 第一条の二 自衛隊旗は、法第二条第二項に規定する陸上自衛隊（以下「陸上自衛隊」という。）の連隊に、自衛艦旗は、同条第三項に規定する海上自衛隊（以下「海上自衛隊」という。）の部隊の編成に加えられる自衛艦に交付するものとする。 2（略） （地方隊の部隊） 第二十一条 地方隊の地方総監部以外の部隊は、掃海隊、ミサイル艇隊、基地隊、教育隊、警備隊、防備隊その他防衛大臣の定める

の定める部隊とする。

(地区隊)

第二十一条の二 地区隊は、地区總監部及び警備隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(地区總監)

第二十一条の三 地区隊の長は、地区總監とする。

2 地区總監は、海将をもつて充てる。

(地区隊の名称等)

第二十一条の四 地区隊及びその属する地方隊の名称並びに地区總監部の名称及び所在地は、別表第二の二のとおりとする。

(船舶の籍等)

第二十六条 海上自衛隊の自衛艦その他の船舶は、防衛大臣の定めるところにより、いずれかの地方總監部又は地区總監部に籍を置くものとする。

(航空開発実験集団)

第二十八条の十一 航空開発実験集団は、航空開発実験集団司令部及び飛行開発実験団一、電子開発実験群一、航空医学安全研究隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空開発実験集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空開発実験集団司令部以外の部隊の一部を編成に

部隊とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(船舶の籍等)

第二十六条 海上自衛隊の自衛艦その他の船舶は、防衛大臣の定めるところにより、いずれかの地方總監部に籍を置くものとする。

(航空開発実験集団)

第二十八条の十一 航空開発実験集団は、航空開発実験集団司令部及び飛行開発実験団一、電子開発実験群一、航空医学実験隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空開発実験集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空開発実験集団司令部以外の部隊の一部を編成に加

加えないことができる。

第四節 共同の部隊

(統合作戦司令官)

第三十条の十六 統合作戦司令官は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

2 統合作戦司令部の事務は、統合作戦司令官が掌理するものとする。

(統合作戦司令部)

第三十条の十七 統合作戦司令部に、統合作戦副司令官一人を置く。統合作戦副司令官は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

2 統合作戦副司令官は、統合作戦司令部の隊務につき統合作戦司令官を助け、統合作戦司令官に事故があるとき、又は統合作戦司令官が欠けたときは、統合作戦司令官の職務を行う。

3 統合作戦司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

4 幕僚長は、統合作戦司令官を補佐し、統合作戦司令部の部内の事務を整理する。

5 統合作戦司令部に、所要の部及び課を置く。

6 前各項に定めるもののほか、統合作戦司令部の内部組織は、防衛省令で定める。

第三十条の十八、第三十条の二十一 (略)

ないことができる。

第四節 共同の部隊

(新設)

(新設)

第三十条の十六、第三十条の十九 (略)

(自衛隊海上輸送群)

第三十条の二十二 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊海上輸送群を置く。

2 自衛隊海上輸送群は、自衛隊海上輸送群司令部及び海上輸送隊
二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(自衛隊海上輸送群司令)

第三十条の二十三 自衛隊海上輸送群の長は、自衛隊海上輸送群司令とする。

2 自衛隊海上輸送群司令は、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐をもつて充てる。

(補職の特例)

第三十一条 本章に定める職は、統合作戦司令官、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、地方総監及び航空総隊司令官を除き、各本条において陸将、海将又は空将をもつて充てることと定められている職にあつては陸将補、海将補又は空将補を、その他の職にあつては各本条で定める階級の一級だけ上位又は下位の階級の自衛官をもつて充てることができる。

(治安出動の要請手続)

第百四条 法第八十一条第一項の規定により都道府県知事が部隊等の出動を要請しようとする場合には、最寄りの駐屯地司令、地方総監、地区総監、基地隊の長、基地司令又は法第二十二條第二項の規定により臨時に編成される特別の部隊の長で防衛大臣の指定するもの（以下本条中「駐屯地司令等」と総称する。）を經由し

(新設)

(新設)

(補職の特例)

第三十一条 本章に定める職は、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、地方総監及び航空総隊司令官を除き、各本条において陸将、海将又は空将をもつて充てることと定められている職にあつては陸将補、海将補又は空将補を、その他の職にあつては各本条で定める階級の一級だけ上位又は下位の階級の自衛官をもつて充てることができる。

(治安出動の要請手続)

第百四条 法第八十一条第一項の規定により都道府県知事が部隊等の出動を要請しようとする場合には、最寄りの駐屯地司令、地方総監、基地隊の長、基地司令又は法第二十二條第二項の規定により臨時に編成される特別の部隊の長で防衛大臣の指定するもの（以下本条中「駐屯地司令等」と総称する。）を經由して、これを

て、これをするものとする。

255 (略)

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

一 十 (略)

十一 統合作戦司令官

十二・十三 (略)

(展開予定地域内の土地の使用等の要請を行うことができる者の範囲)

第百四十三条 法第百三条の二第一項に規定する政令で定める者は、法第七十七条の二の規定により防御施設を構築する措置を命ぜられている者のうち、第百二十七条第一号から第十一号までに掲げるものとする。

(火薬類取締法の適用の特例)

第百四十五条 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについての火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定（法第百六条第一項において適用を除外されているものを除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる火薬類取締法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

するものとする。

255 (略)

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

一 十 (略)

(新設)

十一・十二 (略)

(展開予定地域内の土地の使用等の要請を行うことができる者の範囲)

第百四十三条 法第百三条の二第一項に規定する政令で定める者は、法第七十七条の二の規定により防御施設を構築する措置を命ぜられている者のうち、第百二十七条第一号から第十号までに掲げるものとする。

(火薬類取締法の適用の特例)

第百四十五条 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについての火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定（法第百六条第一項において適用を除外されているものを除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる火薬類取締法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、火薬類取締法第五十条第一項に係る部

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十条第一項	「国土交通省令」 「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」	「防衛省令」 「防衛大臣」

2
(略)

(船舶安全法の適用)

第百五十五条 法第百九条第一項ただし書に規定する政令で定める船舶は、自衛艦以外の船舶とする。

別表第二の二（第二十一条の四関係）

地区隊の名称	その所属する 地方隊の名称	地区 総監部
大湊地区隊	横須賀地方隊	大湊地区総監部 むつ市

別表第三（第二十一条関係）

基地隊の名称	その所属する 地方隊の名称	基地隊本部 所在地
函館基地隊	横須賀地方隊	函館基地隊本部 函館市

別表第四（第二十七条関係）

分は、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶以外の船舶については、適用がないものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十条第一項	「国土交通省令」 「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」	「防衛省令」 「防衛大臣」

2
(略)

(船舶安全法の適用)

第百五十五条 法第百九条第二項ただし書に規定する政令で定める船舶は、自衛艦以外の船舶とする。

(新設)

別表第三（第二十一条関係）

基地隊の名称	その所属する 地方隊の名称	基地隊本部 所在地
函館基地隊	大湊地方隊	函館基地隊本部 函館市

別表第四（第二十七条関係）

部 隊	(削る)		横須賀地方隊
名 称	(削る)		横須賀警備区
責任部隊	(削る)		横須賀地方隊
区 域	(削る)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（沖の鳥島を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域並びに青森県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から二百七十度に引いた線と三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にある北海道、東京都（沖の鳥島を除く。）

部 隊	大湊地方隊		横須賀地方隊
名 称	大湊警備区		横須賀警備区
責任部隊	大湊地方隊		横須賀地方隊
区 域	北海道及び青森県の区域並びに青森県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から二百七十度に引いた線と青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から九十度に引いた線との間にある北海道及び青森県の沿岸海域		岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（沖の鳥島を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域並びに青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から九十度に引いた線と三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線との間にある東京都（沖の鳥島を除く。）及びこれらの県の沿岸海域

			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)
			(略)

備考 (略)

別表第九(第六十条関係)

階級	年齢	階級	年齢	階級	年齢
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は統合作戦司令官の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢六十二年とする。					
二・三 (略)					

			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)
			(略)

備考 (略)

別表第九(第六十条関係)

階級	年齢	階級	年齢	階級	年齢
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢六十二年とする。					
二・三 (略)					

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考（一）の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、佐世保地方総監、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集团司令官、統合戦司司令官、情報本部長その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。

2・3 （略）

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）

第六条の二十 （略）

2 法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

項	官 職	号 俸
二	陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長 統合作戦司令官	七号俸
（略）	（略）	（略）

現 行

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考（一）の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、佐世保地方総監、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集团司令官、情報本部長その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。

2・3 （略）

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）

第六条の二十 （略）

2 法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

項	官 職	号 俸
二	陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長 (新設)	七号俸
（略）	（略）	（略）

備考 (略)

(本府省業務調整手当)

第八条の四 (略)

2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の第三項第二号に規定する政令で定める業務は、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部、情報本部（その内部組織のうち防衛大臣が定めるものを除く。）並びに統合作戦司令部の業務とする。

3 5 (略)

別表第二（第八条の二関係）

勤務箇所	職員	調整数
(略)	(略)	(略)
統合幕僚監部	防衛省組織令第七十三条第三項第一号に掲げる事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一
(略)	(略)	(略)

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
(略)	(略)	(略)
総括官	統合幕僚副長	

備考 (略)

(本府省業務調整手当)

第八条の四 (略)

2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の第三項第二号に規定する政令で定める業務は、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部並びに情報本部（その内部組織のうち防衛大臣が定めるものを除く。）の業務とする。

3 5 (略)

別表第二（第八条の二関係）

勤務箇所	職員	調整数
(略)	(略)	(略)
統合幕僚監部	防衛省組織令第六十七条第一号に掲げる事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一
(略)	(略)	(略)

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
(略)	(略)	(略)
総括官	統合幕僚副長	

別表第五（第九条の八関係）			
種類	支給される職員の範囲	支給額	
統合幕僚監部	部長 副部長 課長 参事官 報道官 首席法務官 首席指揮通信システム官 統合幕僚学校長	一種	
（略）	（略）	（略）	
地方総監部	（略）	（略）	
地区総監部	地区総監	一種	
（略）	（略）	（略）	
航空警戒管制団司令部	（略）	（略）	
統合作戦司令部	統合作戦副司令官 幕僚長	一種	
（略）	（略）	（略）	
自衛隊サイバー防衛隊本部	（略）	（略）	
自衛隊海上輸送群司令部	自衛隊海上輸送群司令	三種	
（略）	（略）	（略）	
備考（略）			

別表第五（第九条の八関係）			
種 類	支給される職員の範囲	支給額	
統合幕僚監部	部長	一種	
	副部長		
	課長		
	参事官		
	報道官		
	首席法務官		
	首席後方補給官		
	統合幕僚学校長		
	（略）		
	（略）		
地方総監部	（略）		
（新設）	（新設）		
（略）	（略）		
航空警戒管制団司令部	（略）		
（略）	（略）		
（新設）	（新設）		
（略）	（略）		
自衛隊サイバー防衛隊本部	（略）		
（新設）	（新設）		
（略）	（略）		
備考（略）	（略）		

備考	(略)	(略)	異常圧力 内作業等 手当
	(略)		航空医学安全研究隊の 行う加速度実験の被験 者となる職員
	(略)	(略)	作業一日につき二千百円 を超えない範囲内で、防 衛大臣の定める額。ただ し、一月に支給する額は 、一万七千円を超えるこ ととなつてはならない。

備考	(略)	(略)	異常圧力 内作業等 手当
	(略)		航空医学実験隊の行う 加速度実験の被験者と なる職員
	(略)	(略)	作業一日につき二千百円 を超えない範囲内で、防 衛大臣の定める額。ただ し、一月に支給する額は 、一万七千円を超えるこ ととなつてはならない。

改 正 案	現 行
（法第一項の固定資産） 第一条 （略） 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十三に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。 3 （略）	（法第一項の固定資産） 第一条 （略） 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十三に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。 3 （略）

○ 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（電気工作物から除かれる工作物） 第一条 電気事業法（以下「法」という。）第二条第一項第十八号の政令で定める工作物は、次のとおりとする。 一 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）若しくは鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され若しくは準用される車両若しくは搬器、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）が適用される船舶若しくは自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）又は道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車に設置される工作物であつて、これらの車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電氣的設備に電気を供給するためのもの以外のもの 二・三 （略）	（電気工作物から除かれる工作物） 第一条 電気事業法（以下「法」という。）第二条第一項第十八号の政令で定める工作物は、次のとおりとする。 一 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）若しくは鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され若しくは準用される車両若しくは搬器、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）が適用される船舶、<u>陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）若しくは海上自衛隊の使用する船舶又は道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）</u>第二条第二項に規定する自動車に設置される工作物であつて、これらの車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電氣的設備に電気を供給するためのもの以外のもの 二・三 （略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。 一 三 （略） 四 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者 その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部若しくは地区総監部（<u>当該船舶が基地隊に配属されている場合には、その基地隊本部</u>）若しくは当該船舶が配属されている海上輸送隊の本部の所在する場所 五 （略） 2 7 （略）	（定義） 第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。 一 三 （略） 四 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者 その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（<u>基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部</u>）の所在する場所 五 （略） 2 7 （略）

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（政令で定める自衛隊の部隊等の長） 第八条（略） 2 法第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。 一 十四（略） 十五 地区総監 十六 〓 二十七（略） 二十八 統合作戦司令官 二十九 自衛隊海上輸送群司令 三十（略）	（政令で定める自衛隊の部隊等の長） 第八条（略） 2 法第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。 一 〓 十四（略） 十五 〓 二十六（略） （新設） （新設） （新設） 二十七（略）